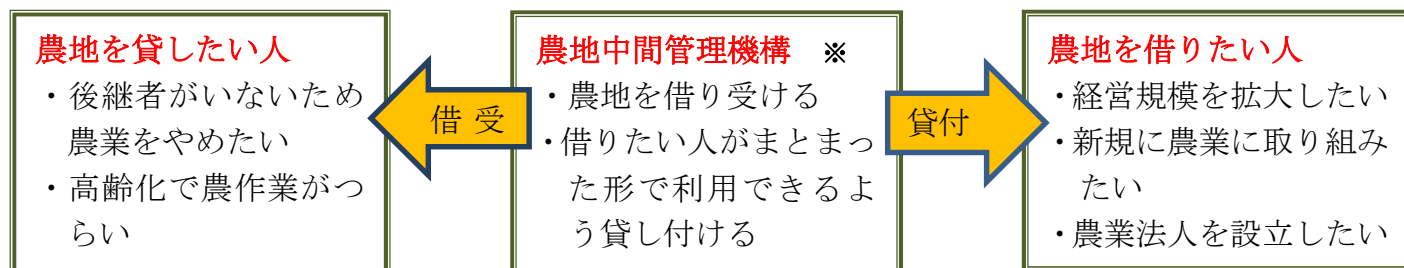


平成26年度から始まった新しい「農地の貸し借りについての制度」です。

農地中間管理事業 地域ぐるみで農地の集積・集約を！

自分の農地を、今後どう管理していこうか困っている人はいませんか？
管理できない農地を、農地中間管理機構※が借り受け、農地を必要とする人に貸し付けします。その際、農地を貸した人には、協力金が支払われます。



※信頼できる農地の中間的受け皿となる機関である県農業振興公社が、農地中間管理事業を実施するため、知事から農地中間管理機構として指定されています。

●貸付けの要件

機構が借り受ける農地は次の①から④のすべてに該当する農地です。

- ① 富士宮市の農業振興地域内の農地（市街化調整区域の農地）
- ② 耕作できる農地（耕作放棄地を除く）
- ③ 機構の公募に応募した借受け希望者に貸し付けることができる農地
- ④ 10年以上機構に貸し付けることができる農地

●借受けの要件

機構が公募している期間に応募し、次の①から③にすべて該当する人です。

- ① 借り受ける農地を含め、すべての農地を効率的に利用している人
- ② 農作業に常時従事している人
- ③ 安定的に農業経営を行う人

●農地を貸した場合には①から③までの協力金が用意されています。

①経営転換協力金

農業をやめたり、経営転換したりするために、農地を貸し付けた場合

②耕作者集積協力金

機構が借りている農地に隣接している農地を貸し付けた場合

③地域集積協力金

一定の地域で貸し付けが進み、機構への集積率が20%以上になった場合

問い合わせ先

農政課 農政係

☎22-1148

農業委員会

☎22-1193

富士宮農業協同組合 資産相談センター ☎22-2612

富士農林事務所 企画経営課 ☎0545-65-2197